

## 第23回 安来市農業委員会議事録

令和元年5月21日 午後2時00分 第23回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

|     |        |     |        |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 北中 宏一君 | 2番  | 武上 隆雄君 | 3番  | 杉原 建君  | 4番  | 木戸 芳己君 |
| 5番  | 仲佐 久子君 | 6番  | 北川 正幸君 | 7番  | 安松 智君  | 8番  | 藤原 明紀君 |
| 9番  | 増田 和夫君 | 10番 | 板垣 裕志君 | 11番 | 新田 里恵君 | 12番 | 塩見 秀雄君 |
| 13番 | 板金 悟君  | 14番 | 渡邊 克実君 | 15番 | 佐々木吉茂君 | 16番 | 岡田 一夫君 |
| 17番 | 吉村 正君  | 18番 | 齋藤 哲君  | 19番 | 渡辺 和則君 |     |        |

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 出席事務局

中村 一博君 堀江 雄二君 原 美穂子君

### 4. 議事案件

|       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名                              |
| 日程第 2 | 会期の決定 令和元年5月21日 1日                      |
| 日程第 3 | 議第94号 農地法第3条の規定による許可申請について              |
| 日程第 4 | 議第95号 農地法第5条の規定による許可申請について              |
| 日程第 5 | 報第94号 農地法第5条の規定による届出について                |
| 日程第 6 | 議第96号 農用地利用集積計画の決定について                  |
| 日程第 7 | 報第95号 農農用地利用配分計画の認可の公告について              |
| 日程第 8 | 報第96号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について           |
| 日程第 9 | 報第97号 農地法第18条の規定による通知について               |
| 日程第10 | 報第98号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について |
| 日程第11 | 報第99号 2a未満農地転用届出及び土地改良区からの地目変更届出の通知について |

### 5. 議事

事務局：中村 一博君

定刻になりましたので、只今から第23回安来市農業委員会を始めさせていただきます。  
本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。  
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：中村 一博君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第23回安来市農業委員会の会議を開催します。

議 長：岡田 一夫君  
欠席委員はありますか。

事務局：中村 一博君  
ありません。

議 長：岡田 一夫君  
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 11番 新田委員、12番 塩見委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

**【異議なしの声多数】**

議 長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第3 議第94号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第94号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約450m 農機具は、田植え機1台、コンバイン1台、トラクター1台、運搬車1台、乾燥機3台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり199,206円です。

2番は自作地相互の交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約2km 農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人及び家族3名の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、3番との等価交換です。

3番は自作地相互の交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約7km 農機具は、トラクター1台、管理機1台、草刈機1台を所有していま

す。労働力は本人の1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、2番との等価交換です。

4番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約7 km 農機具は、トラクター1台、管理機1台、草刈機1台を所有しています。労働力は本人の1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10 aあたり、663,570円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。現地の場所を説明いたします。安来伯太日南線を伯太庁舎から約8 km日南方面に行ったところを左折して1.5 km本山伯太線を進み、右折して道なりに2 km行った久之谷地区というところになります。譲受人は、2月にこの地区で経営拡大ということで、田んぼ、畑を約15,000㎡譲り受けております。今回譲り受ける農地は経営していくのに有利な隣接地となっており、譲渡人については当該農地が一番遠い農地ということで今回の申請に至りました。この申請により他に影響を及ぼすことはないことを確認しております。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

2番から4番の案件について 7番 安松委員 お願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。関連がありますので2番案件から4番案件について説明させていただきます。まず申請地の場所でございますが、2番案件は道の駅あらえっさから北西の中海干拓地へ約1 km行った幹線道路の南に隣接する農地です。3番案件及び4番案件は干拓地内の幹線道路をさらに北西に約1 km行ったところにある調整池の南西約400 mにある農地でございます。2番案件の譲受人は38,913㎡の農地を、そして3番及び4番案件の譲受人は3年前に新規就農し、6,000㎡の農地をそれぞれ意欲的に耕作しております。2番案件3番案件につきましては、それぞれ譲受人の所有地が隣接地にあり、相互に交換することによって農地が集約化でき、また、面積もほぼ同じことから無償で交換するものでございます。4番案件は3番案件の隣接農地であり、譲受人が3番案件の農地の交換に合わせ、規模拡大と農地集約を行うために取得するものでございます。3件とも畑として野菜を中心に栽培する予定で、申請地を従来通り活用することから、周辺農地に影響を及ぼすことはないものと考えております。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。2番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。3番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。4番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第95号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。議第95号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページから8ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、6件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用目的は、個人住宅、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は、現在、市外のアパートに親子3人で生活しつつ、市内の企業に勤務しています。子供の成長に伴い、アパートが手狭になったことから市内での生活を希望し、個人住宅の建設を計画しました。近隣の農地以外の土地を探しましたがなく、困っているところ譲渡人の了解が得られたため当該地を申請することにしました。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、1,500,000円です。

2番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用目的は、個人住宅、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は、現在、伯太地区の借家で親兄弟及び子供の4人で生活しています。子供の成長に伴い、借家が手狭になったことから個人住宅の建設を計画しました。現在の借家に近い場所で引き続き居住することを希望し、近隣の農地以外の土地を探しましたがなく、困っているところ譲渡人の了解が得られたため当該地を申請することにしました。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、1,500,000円です。

3番は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と判断します。転用の目的は、個人住宅で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は、現在、実家にて両親と子供1人の4人で生活しています。このたび、実家に長男家族が帰省することになり手狭になることから個人住宅の建設を計画しました。実家に近い場所で引き続き居住することを希望し、近隣の農地以外の土地を探しましたがなく、困っているところ譲渡人の了解が得られたため当該地を申請することにしました。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第1項第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、1,500,000円です。

4番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は、業務用資材置場及び自動車駐車場で、権利の種類は所有権の移転です。譲受人は、現在、自宅にて造園業を営んでいるが、業務上必要な資材の保管スペースや業務用車両の駐車スペースが狭いことから業務用資材置場及び自動車駐車場の整備を計画しました。目的の性質上、自宅近くに設置する必要があるが、農地以外の適地を探しましたが見つからず困っているところ譲渡人の了解が得られたため当該地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、807,000円です。

5番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電設備、権利の設定は所有権の移転です。申請者は、太陽光発電事業を行う事業者です。市内で9,089㎡の太陽光発電事業を計画し、農地以外の適地を探しましたが見つからず、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するものです。今回は農振除外を受けた17筆9,089㎡のうち、3筆1,769㎡に設置するものです。この事業については、平成30年5月21日開催の第11回農業委員会において4筆2,306㎡、平成30年8月21日開催の第14回農業委員会にて2筆1,020㎡が審議、許可されています。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、4,300,000円です。

6番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電設備、権利の設定は所有権の移転です。本件事業は、平成30年8月21日付で許可を得ていますが、計画を実施するにあたり精査したところ、本件申請地について許可を得る必要が生じたため追加で申請するものです。申請者は、太陽光発電事業を行う事業者です。市内で9,089㎡の太陽光発電事業を計画し、農地以外の適地を探しましたが見つからず、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、太陽光発電設備を設置するものです。今回は農振除外を受けた17筆9,089㎡のうち、平成30年8月21日開催の第14回農業委員会にて許可を受けた2筆1,020㎡に本件申請地215㎡を追加するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、520,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番から3番の案件について 1番 北中委員 お願いします。

1番 北中 宏一君

1番 北中です。6ページをご覧ください。県道米子広瀬線を安田小学校前より北方面に300m進み、そこを左折して150m行ったところが申請地となります。

議長：岡田 一夫君

4番の案件について 17番 吉村委員 お願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。7ページの位置図をご覧ください。地図の右下の方に安来市役所広瀬庁舎があり、地図の下から左斜め上の方に通っているのが国道432号、八雲方面へ向かう道路でございますが、庁舎の下、国道432号の角から八雲方面へ約200m進みました右側、申請人の自宅前の土地になります。以上です。

議長：岡田 一夫君

5番、6番の案件について 3番 杉原委員 お願いします。

3番 杉原 建君

3番 杉原です。5番、6番案件の場所の説明をいたします。8ページをご覧ください。南小学校前の県道米子広瀬線を広瀬方面より南小学校を通り、伯太方面に進み大塚町入口を右折、大塚郵便局前より南方向、殿川内町方面に700m進んだ市道沿いが申請場所です。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班からの調査報告を6番 北川委員 お願いします。

6番 北川 正幸君

6番 北川です。今月の調査班は3班で、藤原委員、増田委員、新田委員、渡邊委員、佐々木委員、そして私、事務局より中村局長、堀江係長の計8名で調査いたしました。5月20日午後1時35分に事務局より説明を受けて、現地調査に至っております。1番案件、2番案件、3番案件、それぞれ同じ地内ですので一緒に説明させていただきます。地元委員、北中委員、塩見委員、板金委員より説明を受けました。まず1番案件、伯太町安田1785番4、これは先ほど位置図にあったように、北と西側が道路に面しております。それから1785番8、これは位置図で見ますと真ん中の地番になっております。そして3番案件は1785番9になっております。いずれも北側の道路より30cm盛土をされる予定であります。そして進入路の方も北側から入っていくようになっております。南側にL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぎます。そして西側の道路にも水路がありまして、ここにも30cmの緩い土羽をつけて、泥の流出を防ぐというようになっております。それぞれ雨水は北側に水路がありますので、そこに流すということです。汚水も北側に集落排水があるのでそこに流すということです。それから1785番9は東側におきましては、すでにL型擁壁が設置してありますので泥の流出はないものと考えられます。土地改良区、近隣の同意書なども揃っており、近隣の農地に対する影響はないと思われ、調査班としては許可妥当とそれぞれ判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。4番案件、地元委員、吉村委員、渡辺委員、板垣委員より説明を受けました。広瀬町広瀬754番35、これは資材置場及び駐車場ということで、先ほど事務局より説明がありましたとおり、ここは6～7年前より申請人が管理されており、この度、売買に至ったということです。南側の国道脇に道路側溝がありまして、雨水はそこに向かってU字フリュームを設置して流すということです。現状は雑木が繁茂しておりますが、伐採、整理して使用することです。関係書類もすべて揃っており、近隣の農地に与える影響はないと考えております。調査班としては許可妥当と判断しております。5番案件、地元委員、杉原委員より説明を受けております。大塚町字丸山654番1、654番

5、654番9、先ほど事務局より説明がありましたとおり、太陽光発電施設の申請で、654番1、654番5、654番9の3筆、道路より50cmの高さにすでに整地されております。雨水について、654番1は北側に水路があります。654番5も北側と東側にすでに水路が設置されていますので、そこに自然流下されます。各書類もすべて揃っており、近隣農地に対する影響はないと、調査班としては許可妥当と判断しております。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。6番案件も5番案件の近くですが、大塚町字丸山898番2、これもすでに50cmの高さに整地されております。雨水は東側道路側溝に流下されます。この工事完了後に周りをフェンスで囲う予定だそうです。提出書類も揃っており、他の農地に影響を及ぼすことはないと思われ、許可妥当と判断しました。委員の皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

す。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番 吉村 正君

はい。

議 長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。事業者の市内での9,089㎡の計画の達成状況、残っているとすればどのような、どの辺りかという計画が分かれば教えていただきたい。

事務局：堀江 雄二君

失礼いたします。17筆ということで農振除外を受けておられますので、過去の筆数等を足していくと必然的にまだ残っているということになります。場所につきましては、8ページの位置図をご覧くださいと、今回6番案件で898番2がありますけども、そのすぐ下に西の方に抜ける道路があり、ちょうど切れてしまいますが、その道を挟んだ反対側にまだ筆がいくつか残っている状況でございます。いずれ計画が整えば申請されるものと思いますが、ちょうど切れておりますが、898番2から南方向、このまま前の道を通っていくと松実町の方に向かう道になりますが、そこにまだ何筆か残っているという状況でございます。以上です。

17番 吉村 正君

ありがとうございました。

議 長：岡田 一夫君

他に質問はございませんか。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第5 報第94号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

9ページをご覧ください。報第94号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。10ページに案件の内容、11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、使用貸借権の設定です。以上です

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について 地元委員 9番 増田委員 申請場所の説明を求めます。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。場所の説明をいたします。上の方に国道9号線が通っております。荒島の交差点から広瀬方面へ約40m、南方向へ行ったところを右折し30m行き、すぐ左折して100m先をまた右折し、100m行ったところが現地でございます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第6 議第96号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、17番 吉村委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

12ページをご覧ください。議第96号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、15ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が10件、11, 375㎡、使用貸借が2件、1, 938㎡、全体で12件、総面積が13, 313㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 奥野 嗣明君

農林振興課の奥野です。議第96号についてご説明いたします。詳細は16ページからになります。今月の利用集積計画は番号6番から8番は、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。番号1番から5番は利用権設定の申請です。その中で4番及び5番は相手方が一般法人のため、賃貸借及び使用貸借に解除条件が付されています。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

この際、17番 吉村委員の退席を解除します。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第95号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

17ページをご覧ください。報第95号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。別冊資料1の2ページから31ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地305筆が、このたび、法人及び個人に賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は平成31年4月15日、4月25日及び令和元年5月8日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第96号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

19ページをご覧ください。報第96号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。20ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、2件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第97号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

21ページをご覧ください。報第97号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。22ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による解約です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第10 報第98号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

23ページをご覧ください。報第98号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。24ページをご覧ください。今月の届出は1件で、KDDI携帯電話無線基地局の設置です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第11 報第99号 2a未満農地転用届出及び土地改良区からの地目変更届出の通知についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

25ページをご覧ください。報第99号 2a未満農地転用届出及び土地改良区からの地目変更届出の通知について このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。26ページをご覧ください。2a未満農地転用届出は1件で転用目的は農業用倉庫です。地目変更通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第23回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 2時55分)